

因州和紙振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、因州和紙振興補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、因州和紙を伝承していくため各種事業に取り組んでいる団体に助成し、和紙文化の伝承並びに和紙産業の安定及び発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者は、鳥取県因州和紙協同組合（以下「協同組合」という。）及び山根水道組合(以下「水道組合」という。)とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協同組合又は水道組合が行う、別表に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費から当該事業に係る本補助金以外の収入を除いた額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付決定の時期)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(実績報告の時期)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月23日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 5月 1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行し、令和 4年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	摘 要
水源確保事業費	山根地区の組合員が紙漉用の水を取水するための水源を確保するために行う事業
後継者育成事業	和紙組合青年部が後継者などを対象に行う後継者確保及び育成に関する事業
教育情報事業	組合員に対し経営管理及び生産技術の向上を図るために研究会・講習会や情報の提供をする事業
産業振興事業	伝統工芸品産業の振興を図るために行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・因州和紙フェア ・紙祖碑まつり ・大阪和紙まつり ・全和連大会 ・その他伝統工芸産業の振興に関する法律に基づき必要と認められる事業